

国民年金保険料免除等の申請をお忘れなく

保険料を納め忘れた状態していると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由や失業等により納付することが困難な方は、保険料の納付が免除・猶予となる各種制度がありますので、国保年金課で申請手続きをしてください。免除・猶予は申請時点の2年1カ月前までさかのぼって申請することができるため、納め忘れた期間のある方もぜひご相談ください。

また、令和2年2月以降にコロナ関連で減収のあつ

た方に対して、臨時特例制度が設けられています。ただし、令和4年7月から令和5年6月分の保険料について臨時特例で免除申請する場合は、令和3年1月以降にコロナ関連で減収のあった方が対象となりますので、ご注意ください。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

問い合わせ先

▷国保年金課 内線2343

▷弘前年金事務所 Tel0172-27-1339

国民年金保険料を口座振替・クレジットカードで前納するとお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替・クレジットカード払いをご利用いただけます。

保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省ける上、納め忘れもなく便利です。また、前納や早割制度を利用された場合は、保険料が割引となります。

口座振替をご希望の方は、年金手帳等基礎年金番号が分かるもの、通帳、金融機関届出印を持参の上、金融機関または年金事務所へお申し出ください。

クレジットカード納付をご希望の方は、年金手帳等基礎年金番号が分かるもの、使用されるクレジットカードを持参の上、年金事務所へお申し出ください。

問い合わせ先

▷国保年金課 内線2343

▷弘前年金事務所 Tel0172-27-1339

前納の種類

▷2年前納…4月～翌々年3月分の保険料を支払う（2月末日までに申し込み）

▷1年前納…4月～翌年3月分の保険料を支払う（2月末日までに申し込み）

▷6カ月前納…4月～9月分（2月末日までに申し込み）、10月～翌年3月分（8月末日までに申し込み）の保険料を支払う

納付方法別割引額

納付方法	口座振替	クレジットカード
2年前納	約15,000円割引	約14,000円割引
1年前納	約4,000円割引	約3,000円割引
6カ月前納	約1,000円割引	約800円割引
当月末振替（早割）	月々50円割引	早割制度無

令和5年度「青森県交通災害共済」の受付が始まります

交通災害共済は、全国どこで起きた交通事故でも、災害の程度に応じて見舞金をお支払いする共済制度です。青森県民の方であればどなたでも加入することができます。ぜひ家族そろって加入しましょう。

共済見舞金の金額

1等級 死亡した場合（弔慰金）	100万円
2等級 後遺障害の場合（自動車損害賠償保障法施行令別表第1および第2の第1級～第3級）	50万円
3等級 90日以上の治療を要した場合	7万円
4等級 60日以上90日未満の治療を要した場合	5万円
5等級 30日以上60日未満の治療を要した場合	4万円
6等級 30日未満の治療を要した場合	3万円

*交通事故発生時には、必ず警察に届けましょう。

*交通事故にあった日から1年以内（ただし2等級は2年以内）に請求願います。

加入受付…2月1日(水)から加入申込開始 共済期間

4月1日～令和6年3月31日までの1年間

*年度の途中に加入する場合は、加入申込の時から共済期間の末日まで。

会費…年間1人350円

*途中加入の場合も同額です。

*団体加入(10人以上)は、会員1人につき50円が団体奨励金として団体に支給されます。

加入資格…当市に住民登録している方

特例見舞金…1万円

*交通事故証明書が発行されず交通事故申立書等による請求は、内容を審査の上、適当と認められた場合支給されます。

問い合わせ・申込先

▷環境対策課 内線2366

▷金木総合支所地域振興係 内線3122

▷市浦総合支所地域振興係 内線4015